第八百五十二条第一項及び第二項	株主等	投資主
	株式会社等	清算投資法人
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第百五十四条の七において準用する第八百四十九条第一項
	株主等	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等	清算投資法人

第百十二条の表第八百七十条第一項第一号の項中「一時取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を、「委員」の下に「（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）」を加える。

第百十三条の次に次の二条を加える。

（執行役員又は監督役員に関する読替え）

第百十三条の二　法第百六十七条第二項の規定において執行役員又は監督役員について会社法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十七条第一号	取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役	執行役員又は監督役員

（清算執行人又は清算監督人に関する読替え）

第百十三条の三　法第百七十条第三項の規定において清算執行人又は清算監督人について会社法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百十七条第一号	株式会社	清算投資法人
	取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役	清算執行人又は清算監督人

第百二十七条第二項中「第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条」を削り、「これら」を「同法」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第一項	株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）	投資主

第八百四十七条第四項	株主又は同項の発起人等	投資主
第八百四十七条の四第一項	第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴え	投資法人法第二百四条第三項において準用する第八百四十七条第三項又は第五項の資産運用会社の責任を追及する訴え
第八百四十七条の四第二項	株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）	投資主
	当該株主等	当該投資主
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	投資法人
第八百四十九条第一項	株主等又は株式会社等	投資主又は投資法人
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	資産運用会社の責任を追及する訴え
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主